## 第136回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 令和2年1月24日(金)

開催場所 北海道運輸局 8 F海技試験場

## □議 題□

1. 審議事項

船員に関する特定最低賃金の改定(案)について

- 2. 報告事項
- (1) 令和元年度最低賃金専門部会(3業種)審議結果について
- (2) 管内船員職業安定業務取扱状況(令和元年12月)について
- 3. その他
- (1)情報交換
- (2) 次回の船員部会開催日について

## □議事概要□

- 1. 審議事項に入る前に、令和元年度最低賃金専門部会(3業種)審議結果についての報告が各専門部会長から行われた。
- 2. 船員に関する特定最低賃金の改正(案)についての審議に入り、事務局より、下記について提案があり、原案のとおり決議された。

北海道地方交通審議会船員部会は、北交審第30号(令和元年8月28日付)により本船員部会に付託された船員に関する特定最低賃金「北海道内航鋼船運航業及び木船運航業」、「北海道海上旅客運送業」及び「北海道漁業(沖合底びき網)」の改正について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

(1) 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

職員 「248, 100円」を「249, 200円」に、

ただし書の職員 「231,650円」を「232,750円」に、

部員 「188, 950円」を「190, 450円」に、

ただし書の部員 「179,800円」を「181,300円」に改正

(2) 北海道海上旅客運送業最低賃金

職員 「244,000円」を「245,300円」に、

部員 「182,850円」を「184,250円」に改正

(3) 北海道漁業(沖合底びき網)最低賃金

1人歩船員 「199,300円」を「200,000円」に改正

- 3. 事務局より、今後の効力発生までの手続き等について、説明があった。
- 4. 事務局より、管内船員職業安定業務取扱状況について、令和元年12月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。

公益委員より、北海道の求人で出される手取額と、本州で出されている手取額は、大きな差があるのかとの質問があり、事務局より、大きくは離れていないと回答があった。

5. 次回の第137回船員部会は、令和2年2月28日(金)13時30分より6階会議室で開催することを確認した。

(以 上)

北海道運輸局海事振興部船員労政課